

独信基301 平成25年度第33号
平成26年1月30日

約定融資機関 御中

独立行政法人 農林漁業信用基金
理事長 堤 芳夫

「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始に伴う
独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証関係
債務保証約款に係る追加条項契約書の制定等について

厳寒の候、ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

当基金の林業信用保証業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「経営者保証に関するガイドライン」が策定・公表されたところでございますが、当基金では、このガイドラインの趣旨を尊重し、以下のとおり「ご説明書」をお配りし、併せて、独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証関係債務保証約款に係る追加条項契約書の差入れをしていただくことといたしましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【担当：林業管理室】

記

1. 『経営者保証に関するガイドライン』に係るご説明の配布及び「独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証関係債務保証約款に係る追加条項契約書」の差入れ

当基金では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重し、本年2月1日保証申込受付分より、『経営者保証に関するガイドライン』に係るご説明（以下、「説明書」といいます。）を配布するとともに、「独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証関係債務保証約款に係る追加条項契約書」を差し入れていただくことといたしました。つきましては、同日より説明書の配布及び「独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証関係債務保証約款に係る追加条項契約書」の差し入れにご協力方お願い申し上げます。

なお、これらの書式につきましては、2月1日以降の新規保証申込受付分のみならず、同日以降の条件変更申込受付分についても、配布及び差し入れをしていただきますよう、お願い申し上げます。

また、「独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証関係債務保証約款に係る追加条項契約書」は複写方式になっておりませんが、可能な限り、申込人に対しその写しを交付していただきますよう、併せて、お願い申し上げます。

2. 融資金額と保証金額を同額としない場合の取扱い

説明書には、経営者保証に係る保証金額は、当基金が金融機関と協議した上で決定される旨、記載しています。

金融機関と保証人との間で締結する保証契約において、融資金額と保証金額を同額としない場合は、予め、当基金にその旨をご連絡くださいますようお願い申し上げます。

3. 経営者保証に関するガイドラインに沿った保証の取扱い

本年2月1日より、経営者保証を徴求しないことを前提とした保証の取扱いが可能となります。これにつきましては、現時点では、関係機関と調整中でございますので、詳細につきましては、改めてご案内申し上げます。

「経営者保証に関するガイドライン」に係るご説明

平成26年2月1日

独立行政法人農林漁業信用基金

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」といいます。）の経営者による個人保証（以下「経営者保証」といいます。）には、経営への規律付けや信用補充機能による資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や保証後において経営が破綻等に陥った場合における早期の事業再生を阻害し、企業活力を奪う等、経営者保証の契約時および履行時等における様々な課題が存在することに鑑み、これらを是正することを目的として日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定され、2013年12月5日付けをもって公表されたものです。本ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における中小企業、経営者および金融機関による対応についての中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自律的な準則です。

本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所 (<http://www.jcci.or.jp/>) または全国銀行協会 (<http://www.zenginkyo.or.jp/>) の各ホームページをご参照ください。

1. 保証契約の必要性等に関するご説明

本ガイドラインでは、経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合や、中小企業における法人個人の一体性に一定の合理性や必要性があると認められる場合等であって、経営者と保証契約を締結する場合、対象債権者は、以下の点について、主たる債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明することとされています。

(1) 保証契約の必要性

本ガイドラインでは、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある。

なお、当基金では、経営者保証が不要であると判断される場合は、経営者保証ガイドラインに沿った保証を取り扱うこととしています。

(2) 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められることとなります。

(3) 経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の解除等の見直しの可能性があります。(1)に則して判断した結果、経営者保証が不要であると判断される場合は、経営者保証ガイドラインに沿った保証

に借り換えることができます。

2. 保証金額に関するご説明

本ガイドラインでは、対象債権者は、保証契約を締結する場合には、経営者保証による負担が中小企業の事業意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況並びに主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定することとされています。

このような観点から、当基金では、本ガイドラインの趣旨を尊重し、以下の内容を「独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証関係債務保証約款に係る追加条項契約書」に規定しています。

保証人が保証契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則った整理を申し立てた場合には、当基金は、ガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める。

なお、経営者保証に係る保証金額は、当基金が約定融資機関と協議した上で決定されることとなります。

また、本ガイドラインでは、保証債務の履行請求額は、一定の基準日における保証人の資産の範囲内とし、基準日以降に発生する保証人の収入を含まないこととされていますが、ここにいう一定の基準日とは、保証人が保証債務の整理を金融機関等に申し出た日（保証人等が保証債務履行の一時中断や弁済猶予の要請を行った場合は、それらの効力が発生した日）となります。

以 上

ご不明な点がございましたら、当基金までお問い合わせください。

お問い合わせ先：独立行政法人農林漁業信用基金 保証課 03-3294-5585 ～ 5586

独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証関係債務保証約款に係る追加条項契約書

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

平成
西暦

年 月 日

※委託者・連帯保証人欄は、必ず本人が自署のうえ実印を押印願います

※必ず日付をご記入願います

委託者	本店 所在地 また は 住 所	
	フリガナ 法 人 名	
	フリガナ 氏 名 また は 代 表 者 名	印

連帯保証人	住 所	
	フリガナ 氏 名	印
連帯保証人	住 所	
	フリガナ 氏 名	印
連帯保証人	住 所	
	フリガナ 氏 名	印

委託者および連帯保証人は、別に差し入れた債務保証依頼書の裏面に記載された「独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証関係債務保証約款」(以下「原契約」といいます。)に附帯して、貴基金から下記の申し入れを受け、これを応諾いたしません。

記

1. 連帯保証人が原契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会および日本商工会議所が事務局)が公表した経営者保証に関するガイドライン(公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。)に則った整理を申し立てた場合には、貴基金がガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める。